

今月の経理情報

2008年 5月

今回のテーマ： 税制改正

4月30日、平成20年度の税制改正関連法案が衆議院で再可決され、成立、施行されました。今回は法案成立の遅延により、3月31日に期限の切れた租税特別措置法の取り扱いが注目されました。

税制改正のスケジュール、関係機関はつぎのとおりです。

1. スケジュール

	各府省庁が「財務省主税局」に国民各層や各種団体の要望を反映した税制改正要望を提出 要望を提出した各府省庁との折衝 「政府税制調査会」諮問につき審議、答申 「各党税制調査会」審議、調整
12月	与党税制調査会が税制改正大綱を決定
1月	大綱を基に内閣が税制改正要綱を決定し通常国会に法案を提出、国会審議
3月	改正法が成立、公布

2. 関係機関

財務省主税局総務課・・・国税の企画および立案

政府税制調査会・・・内閣府の審議会で内閣総理大臣の諮問機関の一つ。

学者、企業経営者、マスコミ関係者などの民間の有識者が委員となり、
租税制度の大枠に関する基本的事項を調査審議。

各党税制調査会・・・各党は国会議員から構成される税制調査会を設置して税制を協議。

与党税制調査会が最終的に税制改正の具体的な税率、適用範囲などを決定。

3. 改正法の施行

法案は通常3月に成立しますが、施行期日はそれぞれ附則において定められます。一般的に法人に関する法案は4月1日、個人に関する法案は1月1日を区切りとして施行されます。

4. 平成20年度税制改正の注意点

機械装置等の耐用年数の変更	耐用年数表が全面的に改訂されました。新耐用年数は法人は平成20年4月1日以後に開始する事業年度から、個人は平成21年分の所得税から適用されます。
青色欠損金の繰戻還付不適用	平成20年4月1日から4月29日の間に終了する事業年度では適用可です。なお、設立後5年以内の中小企業者に対する適用は延長されています。
使途秘匿金の40%追加課税	平成20年4月1日から4月29日までに支出した使途秘匿金については、追加課税は適用されません。

その他、税制改正の内容は12月に政府与党から公表された税制改正大綱の原案どおりとなっています（マネジメントレポート No.80「2008年度自民党・公明党税制改正大綱」）

ご参照 http://www.nichizei.com/nbs/modules/cjaycontent/mailma_bn/080129.pdf

(次ページへ)

お見逃しなく！

1. 交際費等の損金不算入は特に変更なく適用期限が延長され、空白期間は存在しません。
2. 現在、日本の歳入のうち税金で賄われているのは 64.5%で、30.7%は公債発行に依存しています。